

岩出市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年岩出町条例第13号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	岩出市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	岩出市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年岩出町条例第13号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岩出市行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岩出市条例第31号)別表第一 第一の項 岩出市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年岩出町条例第13号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	岩出市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年岩出町条例第13号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2</p> <p>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p>	<p>第一条</p> <p>この条例は、子どもに対する医療費の一部をその保護者に支給することにより子どもの健康の保持と福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>岩出市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年岩出町条例第13号)岩出市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年岩出市規則第58号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	岩出市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年岩出町条例第13号)第6条
事務の内容	<p>児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>支給対象者（子どもの保護者）の受給資格の登録に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号I	岩出市子ども医療費の支給に関する条例施行規則（平成18年岩出市規則第58号）第2条第2項（1）
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号II	岩出市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年岩出町条例第13号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月30日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	